

水質検査の相互協力に関する協定書

岐阜市及び一宮市（以下「協定者」と総称する。）は、水質検査（水道法（昭和32年法律第177号）に定める検査をいう。以下同じ。）の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定者間で緊密な協力関係を構築することで、安定した水質検査を実現し、それぞれの検査体制を充実させ、もって水道利用者の安全と安心を図ることを目的とする。

（水質検査の相互協力）

第2条 協定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、他方の協定者に対し、水質検査の実施を依頼することができる。

- (1) 不測の事態により検査機器等が使用できず水質検査を行うことができないとき。
- (2) 検査担当職員が感染症に罹患した等により出勤不可となり水質検査を行うことができないとき。

（水質検査の方法）

第3条 前条の規定により、水質検査の依頼を受けた者（以下「受託者」という。）は、特別の事情がある場合を除き、受託者が所有する検査機器を用いて水質検査を行うものとする。

- 2 前条の規定により、水質検査を依頼する者（以下「委託者」という。）は、受託者の指定する場所に検体の持込みを行うものとする。
- 3 受託者は、水質検査実施後、直ちに検査結果を委託者に通知するものとする。

（検査費用）

第4条 前条の規定により水質検査を実施する場合の費用は、無償とする。

（技術交流）

第5条 協定者は、相互に上下水道の水質管理に関する技術交流、情報交換等を行い、職員の技術力の向上を図る場を設定するものとする。

（効力の発生）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、協定者のいずれかが文書により協定の解除を通知しない限り、継続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、協定者間で協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し 署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月20日

岐阜県岐阜市祈年町4丁目1番地

岐阜市

代表者 岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

上下水道事業部長

島邊恒之

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市

代表者 一宮市水道事業等管理者

小堀重男